

2023年2月15日

医療保険「ネオ de いりょう」を改定 ～医療の実態を踏まえた幅広いニーズに対応～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、契約日が2023年4月2日となる契約より、「ネオdeいりょう」（正式名称：無解約返戻金型終身医療保険）を改定し、設計の自在性を維持しつつ、骨折や熱傷などのケガを保障する特約やがんの治療に幅広く備える特約を新設するなど、多様化するお客さまニーズへの対応をはかります。

「ネオdeいりょう」改定のポイント

（1）主契約等の複数回の入院をした場合の取扱を改定

主契約等における複数回の入院をした場合の取扱について、それらの入院の原因によらず疾病入院給付金等が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院については1回の入院とみなして取り扱っているところ、疾病入院給付金等の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過して開始した入院について新たな入院として取り扱うこととする改定を行います。

（2）骨折や熱傷などのケガを保障する特約を新設

骨折や関節脱臼といった日常生活動作に支障をもたらすケガや、熱傷のように外見変形による心理的な影響も大きいケガ等の治療を保障する「特定損傷特約」を新設します。

（3）増加する患者申出療養も保障する特約を新設

自己負担額が高額になることも多い公的医療保険適用外の治療を経済的な不安なく受けられるように、先進医療による療養や患者申出療養による療養を受けた場合に実費相当額を保障する「先進医療・患者申出療養特約」を新設します。

（4）がんの治療実態に対応した、通院による治療も保障する特約を新設

がんの治療については、入院ではなく通院による受療が増えてきています。そこで、これらの治療実態を踏まえ、がんの治療を伴う通院を保障する「がん診断特約（2023）」「三大疾病一時給付特約（2023）」を新設します。

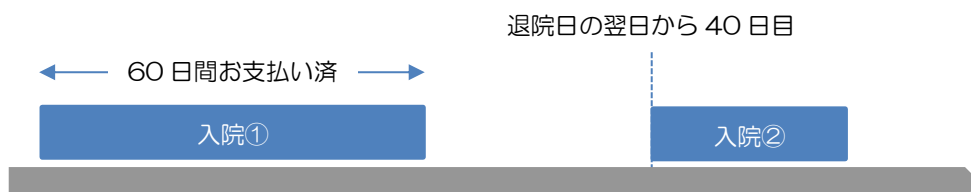
■「ネオ de いりょう」の改定

(1) 複数回の入院をした場合の取扱の改定について

主契約等においては、複数回の入院をした場合に、それらの入院の原因によらず疾病入院給付金等が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院については1回の入院とみなし、疾病入院給付金等を支払う日数の限度等を判定することとしています。一方で、原因が異なる入院であるにもかかわらず、疾病入院給付金等を支払う日数の限度をこえ支払対象外となるケースも生じています。今回そのようなケースを減らすために、疾病入院給付金等の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過して開始した入院について新たな入院として取り扱うこととする改定を行います。

<しくみ図（イメージ）>

主契約（無解約返戻金型終身医療保険）60日型にご加入のお客さまが、疾病により60日以上入院された後、退院日の翌日から40日目に異なる疾病により入院された場合



【改定前】入院②は入院①の退院日の翌日から180日以内の入院であるため、入院①と入院②は1回の入院とみなします。このため、入院①で1回の入院に対する支払限度日数分をお支払い済であることから、入院②についてはお支払いできません。また、入院一時給付特約を付加されたご契約の場合は、入院①と入院②を1回の入院とみなして入院一時給付金を1回お支払いします。

【改定後】入院②は入院①の退院日の翌日から30日経過後の入院であるため、新たな入院とみなし60日までお支払いします。また、入院一時給付特約を付加されたご契約の場合は、入院①および入院②について入院一時給付金をそれぞれ1回お支払いします。

<保険料例（保険期間・保険料払込期間：終身）>

【主契約】入院給付金日額5,000円、60日型、月払、健康保険料率、
保険料払込免除特約（2021）付加なし

	男性	女性
20歳	605 円	765 円
30歳	805 円	930 円
40歳	1,135 円	1,150 円
50歳	1,640 円	1,610 円

【入院一時給付特約】入院一時給付金額5万円、月払、健康保険料率、
保険料払込免除特約（2021）付加なし

	男性	女性
20歳	400 円	455 円
30歳	520 円	513 円
40歳	707 円	556 円
50歳	983 円	698 円

(2) 「特定損傷特約」の新設について

ケガの中には、骨折や関節脱臼といった日常生活動作に支障をもたらすものや、熱傷のように外見変形による心理的な影響も大きいものがあり、治療費等に備えることで、経済的な負担や受傷による心身への影響を軽減したいというお客さまニーズが存在すると考えられます。今回新設する「特定損傷特約」は、骨折や熱傷などのケガの治療を保障するもので、受傷による心身への影響を軽減させることができるものと考えています。

< 給付内容 >

特定損傷特約

給付金	支払事由	支払額
特定損傷給付金	つぎのいずれかの治療を受けたとき (1) 不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とする骨折に対して受けた治療 (2) 不慮の事故による傷害を直接の原因とする関節脱臼、腱の断裂、靱帯の断裂、半月板の断裂または熱傷に対して受けた治療。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に受けた治療に限る。	特定損傷給付金額 通算の支払限度は10回

< 保険料例（保険期間：80歳満期、保険料払込期間：80歳まで） >

特定損傷給付金額5万円、月払、保険料払込免除特約（2021）付加なし

	男性	女性
全年齢	172 円	215 円

(3) 「先進医療・患者申出療養特約」の新設について

先進医療による療養に対する備えとして「先進医療特約」を取り扱っていますが、これに代えて、先進医療による療養に加えて、患者申出療養による療養も保障対象とする「先進医療・患者申出療養特約」を新設します。

医療技術の進歩は著しく、お客さまが受けられる治療は多様化している一方、先進医療による療養や患者申出療養による療養などの公的医療保険適用外の治療は自己負担額が高額になることも多く、これらの治療を経済的な不安なく受けられるようにしたいというお客さまニーズが存在すると考えられます。

今回新設する「先進医療・患者申出療養特約」は、先進医療による療養や患者申出療養による療養を受けた場合に実費相当額を保障するもので、公的医療保険適用外の治療を受けるときの経済的な不安を軽減させることができるものと考えています。

< 給付内容 >

先進医療・患者申出療養特約

給付金	支払事由	支払額
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額（※）
患者申出療養給付金	患者申出療養による療養を受けたとき	患者申出療養にかかる技術料と同額（※）

（※）先進医療給付金および患者申出療養給付金の給付額を通算して2,000万円を限度とします。

< 保険料例（保険期間・保険料払込期間：10年） >

月払、保険料払込免除特約（2021）付加なし

	男性	女性
20歳	11 円	15 円
30歳	12 円	19 円
40歳	15 円	24 円
50歳	26 円	29 円

(4) 「がん診断特約(2023)」 「三大疾病一時給付特約(2023)」の新設について

がんに対する備えとして「がん診断特約(2019)」、三大疾病に対する備えとして「三大疾病一時給付特約(2021)」を取り扱っていますが、これに代えて、通院によるがんの治療が増えている実態を踏まえ、がん診断給付金またはがん一時給付金の2回目以降の支払事由にがんの治療を伴う通院を加えた「がん診断特約(2023)」および「三大疾病一時給付特約(2023)」を新設します。

所定の治療を伴う通院も保障の対象とすることで、入院をせずにがんの治療を受けるときの経済的な不安を軽減させることができるものと考えています。

<給付内容>

がん診断特約(2023)の場合

給付金	支払事由	支払額
がん診断給付金	この特約の責任開始期(主契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)前にがん(上皮内がん等を含みます。)と診断確定されたことのない被保険者が、つぎのいずれかに該当されたとき <初回> がんと診断確定されたとき <2回目以降> 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、つぎのいずれかに該当されたとき (1) がんの治療を目的として入院を開始したとき (2) がんの治療を目的としてつぎのいずれかの通院をしたとき (ア) つぎのいずれかに該当する手術を伴う通院 (a) 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (b) 医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植 (イ) 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する放射線治療を伴う通院 (ウ) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う通院 (エ) がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う通院。ただし、(ウ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます。 (オ) 先進医療による療養を伴う通院 (カ) 患者申出療養による療養を伴う通院 (3) がん診療連携拠点病院等(※)において、つぎのいずれかに該当する通院をされたとき (ア) 手術を伴う通院。ただし、(2)(ア)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます。 (イ) 放射線治療を伴う通院。ただし、(2)(イ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます。 (ウ) 抗がん剤治療を伴う通院。ただし、(2)(ウ)から(カ)までのいずれかに該当する場合を除きます。	がん診断給付金額 1年に1回限り

(※)「がん診療連携拠点病院等」とは、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。

- 平成30年7月31日健発0731第1号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院。なお、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含みます。)、特定領域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院。ただし、本通知の一部を改定する通知等により、通知の内容が変更された場合には、変更後の医療機関とします。
- 令和元年8月6日健発0806第1号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、小児がん中央機関および小児がん拠点病院。ただし、本通知の一部を改定する通知等により、通知の内容が変更された場合には、変更後の医療機関とします。

＜保険料例（保険期間・保険料払込期間：終身）＞

【がん診断特約（2023）】がん診断給付金額50万円、月払、健康保険料率、
保険料払込免除特約（2021）付加なし

	男性	女性
20歳	511 円	508 円
30歳	772 円	726 円
40歳	1,186 円	984 円
50歳	1,835 円	1,243 円

【三大疾病一時給付特約（2023）】三大疾病一時給付金額50万円、月払、健康保険料率、
保険料払込免除特約（2021）付加なし

	男性	女性
20歳	798 円	686 円
30歳	1,202 円	986 円
40歳	1,831 円	1,376 円
50歳	2,789 円	1,841 円

以 上

（注）この資料は2023年2月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各保障の留意点や給付金をお支払いできない場合等の商品の詳細について、「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。

（登）B22N2010（2023.2.6）